

生物遺伝資源提供同意書

京都大学大学院医学研究科附属動物実験施設（以下「提供者」という。）と

_____（以下「利用者」という。）は、提供者が利用者に
リソース NBRRAT No. _____（系統名：_____として特定されるもので
あり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項
に同意する。

1. 提供者は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展の
ため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。

2. 利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。

課題名：_____

利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に提供者に連絡する。

3. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。

4. 利用者は、本件リソースの利用に当たって提供者のカタログ及びホームページに掲載されている
次の条件を遵守する。寄託者の承諾を必要とする場合、利用者は「提供承諾書」により事前に寄
託者の承諾を得なければならない。

5. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は、提供者から提供されたことを明
示する。また、その発表の写しを提供者へ送付する。提供者は、事業の成果としてそれを公表す
ることができる。

6. 利用者は、提供にあたって発生する経費を負担することを原則とする。

7. 本件リソースは、利用者と2項 記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用
することができる。ただし、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以
外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的所有権、実施権等の全ての
権利の移動あるいは移転ないし引き渡しを含む。

8. 本同意書は、本件リソースに関する商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与え
るものではない。

9. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利

用者の責任によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

10. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 本件リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「組換えDNA実験指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で別途協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び提供者の他のリソース利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書 2 通を作成し、提供者、利用者それぞれ 1 通を所持する。

年 月 日

提供者	利用者	
機関名：京都大学大学院医学研究科	機関名・会社名：	
附属動物実験施設	住所：〒	
住 所：〒606-8501		
京都市左京区吉田近衛町	担当者：	印
機関長：芹川忠夫 印	研究責任者：	印
	機関長：	印